

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和8年第1回定例会提出予定議案の説明

(10) 議案第9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和8年2月9日

健康福祉局

議案第 9 号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 廃止する施設の名称及び位置

名 称	位 置
三田福祉ホーム	多摩区三田 2 丁目 3 , 256 番地

2 廃止理由

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画において、福祉ホームについては、民間によって質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、民間の障害者グループホームに移行させる等により、令和 7 年度末をもって廃止することとされていた。

今般、三田福祉ホームの利用者が、民間の障害者グループホーム等において継続してサービスを利用できるようになったこと等から、廃止するものである。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行

川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 昭和46年3月23日条例第10号</p> <p>川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター</p> <p>　第1節 総合リハビリテーション推進センター（第6条・第7条）</p> <p>　第2節 総合研修センター（第8条～第16条）</p> <p>　第3節 地域リハビリテーションセンター</p> <p>　　第1款 通則（第17条～第19条）</p> <p>　　第2款 地域支援室（第20条～第23条）</p> <p>　　第3款 在宅支援室（第24条～第30条）</p> <p>　　第4款 日中活動センター（第31条～第39条）</p> <p>　　第5款 地域生活支援センター（第40条～第57条）</p> <p>第3章 障害者福祉施設</p> <p>　第1節 柿生学園（第58条～第68条）</p> <p>　第2節 ふじみ園（第69条～第78条）</p> <p>　第3節 中央療育センター（第79条～第87条）</p> <p>　第4節 地域療育センター（第88条～第98条）</p> <p><u>第5節から第7節まで 削除</u></p> <p>第8節 陽光ホーム（第128条～第136条）</p> <p>第9節 削除</p> <p>第10節 井田重度障害者等生活施設（第147条～第155条）</p> <p>第11節 社会復帰訓練所（第156条～第165条）</p> <p>第4章 雜則（第166条～第168条）</p>	<p>○川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 昭和46年3月23日条例第10号</p> <p>川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例 目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 川崎市総合リハビリテーションセンター</p> <p>　第1節 総合リハビリテーション推進センター（第6条・第7条）</p> <p>　第2節 総合研修センター（第8条～第16条）</p> <p>　第3節 地域リハビリテーションセンター</p> <p>　　第1款 通則（第17条～第19条）</p> <p>　　第2款 地域支援室（第20条～第23条）</p> <p>　　第3款 在宅支援室（第24条～第30条）</p> <p>　　第4款 日中活動センター（第31条～第39条）</p> <p>　　第5款 地域生活支援センター（第40条～第57条）</p> <p>第3章 障害者福祉施設</p> <p>　第1節 柿生学園（第58条～第68条）</p> <p>　第2節 ふじみ園（第69条～第78条）</p> <p>　第3節 中央療育センター（第79条～第87条）</p> <p>　第4節 地域療育センター（第88条～第98条）</p> <p><u>第5節 三田福祉ホーム（第99条～第106条）</u></p> <p><u>第6節及び第7節 削除</u></p> <p>第8節 陽光ホーム（第128条～第136条）</p> <p>第9節 削除</p> <p>第10節 井田重度障害者等生活施設（第147条～第155条）</p> <p>第11節 社会復帰訓練所（第156条～第165条）</p> <p>第4章 雜則（第166条～第168条）</p>

改正後	改正前
<p>附則 (障害者福祉施設)</p> <p>第4条 障害者福祉施設の名称は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 柿生学園 (2) ふじみ園 (3) 中央療育センター (4) 南部地域療育センター及び北部地域療育センター <u>(5)から(7)まで 削除</u> (8) 陽光ホーム (9) 削除 (10) 井田重度障害者等生活施設 (11) 社会復帰訓練所 <p><u>第5節から第7節まで 削除</u></p> <p><u>第99条から第127条まで 削除</u></p>	<p>附則 (障害者福祉施設)</p> <p>第4条 障害者福祉施設の名称は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 柿生学園 (2) ふじみ園 (3) 中央療育センター (4) 南部地域療育センター及び北部地域療育センター <u>(5) 三田福祉ホーム</u> <u>(6)及び(7) 削除</u> (8) 陽光ホーム (9) 削除 (10) 井田重度障害者等生活施設 (11) 社会復帰訓練所 <p><u>第5節 三田福祉ホーム</u></p> <p><u>(業務)</u></p> <p><u>第99条 三田福祉ホームは、法第5条第28項の規定に基づき、障害者に対し適切な管理の下に、居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与することを業務とする。</u></p> <p><u>(位置)</u></p> <p><u>第100条 三田福祉ホーム（以下「福祉ホーム」という。）の位置は、川崎市多摩区三田2丁目3,256番地とする。</u></p> <p><u>(指定管理者)</u></p> <p><u>第101条 市長は、法人その他の団体であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に福祉ホームの管理を行わせる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 福祉ホームの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</u> <u>(2) 事業計画書の内容が、福祉ホームの効用を最大限に發揮するととも</u>

改正後	改正前
	<p><u>に管理経費の縮減が図られるものであること。</u></p> <p><u>(3) 事業計画書の内容に沿った福祉ホームの管理を安定して行う能力を有すること。</u></p> <p><u>2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第102条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、福祉ホームの管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p><u>第103条 指定管理者は、福祉ホームの管理のために必要な業務を行わなければならない。</u></p> <p><u>(入居者)</u></p> <p><u>第104条 福祉ホームに入居できる者は、家庭環境、住宅事情等の理由により家族との同居が困難であるため、現に住居を求めている障害者とする。</u></p> <p><u>(入居の制限)</u></p> <p><u>第105条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉ホームへの入居を拒むことができる。</u></p> <p><u>(1) 入居者が定員に達したとき。</u></p> <p><u>(2) 管理上特に支障があると認めるととき。</u></p> <p><u>(使用料等)</u></p> <p><u>第106条 福祉ホームの使用料は、無料とする。ただし、福祉ホームに入居した者は、規則で定めるところにより光熱水費等の費用を負担するものとする。</u></p> <p><u>第6節及び第7節 削除</u></p> <p><u>第107条から第127条まで 削除</u></p>